

湖北のふるさと見聞講座の受講生を募集します

問 市 商工観光課(伊吹庁舎) ☎58-2227 FAX 58-1197

湖北を来訪される人たちに自然や歴史・文化など湖北の魅力を伝えませんか。
講座終了後、希望者は湖北の3つの観光ボランティアガイド協会(米原・長浜・奥びわ湖)で活動できます。

対 象 観光ボランティアガイドに関心のある人

募集人数 先着50人

受 講 料 1,000円(全3回) ※資料代・保険代込

申込方法 12月25日(日)までに電話またはファクスで氏名、住所、電話番号を
商工観光課へ

講座内容



開催日	時 間	内 容	備 考
平成29年 1月 17日(火)	9時～12時	湖北の歴史・文化に触れる	湖北の歴史と文化の特色を学びます。
2月 7日(火)		湖北の自然に親しむ	湖北の地質・植物・野鳥・水生生物などの特徴を学びます。
		湖北のガイド活動の実態と心得	湖北の3つの観光ボランティアガイド協会の活動を紹介し、ガイドについて学びます。
3月 7日(火)		さあ出かけよう！ ガイドツアー！	6つのコースからお好きなコースを1つ選んで参加いただきます。ガイドが案内します。

ルッチプラザからのお知らせ

お申し込み・お問い合わせ 米原市民交流プラザ(ルッチプラザ)
〒521-0242 米原市長岡1050番地1 ☎55-4550 FAX 55-4556

ひこね第九オーケストラ スプリングコンサート ～気軽にクラシック～



日時 平成29年2月19日(日) 14時開演
※公演時間約120分(休憩あり)

場所 ルッチプラザ ベルホール310

内容 ・オペラ『フィガロの結婚』より抜粋
・指揮者体験コーナー
：オペラ『カルメン』より「前奏曲」ほか

料金 一般：500円(友の会会員400円)

中学生以下：入場無料
(入場券が必要)

3歳未満は親子室での鑑賞

チケット
発売中

第33回 りれーピアノ発表会 出場者募集



日時 平成29年3月26日(日)

・ファーストステージ 10時開演
(ピアノを始めて日が浅い人向け、演奏時間5分以内)
・ステップアップ・ステージ 14時開演
(さらに技術を磨きたい人向け、演奏時間7分以内)

場所 ルッチプラザ ベルホール310

定員 各ステージ20組ずつ

料金 1,000円/人(当日徴収します)

申込 申込用紙に記入し、持参またはファクス、
郵送でルッチプラザへ

締切 平成29年2月26日(日)必着

米原市人権尊重のまちづくり審議会の公募委員を募集します

人権尊重のまちづくりの実現に向けて、さまざまな人権施策について審議いただき、今後の施策について広く意見をお聞きするため「米原市人権尊重のまちづくり審議会」の公募委員を募集します。

募集人数 3人

募集期間 12月5日(月)～平成29年1月16日(月)

応募資格 市内在住・在勤・在学の20歳以上の人(平成29年2月1日現在)

任期 平成29年2月1日から3年間

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、人権政策課へ持参、郵送、ファクスまたはメールで応募ください。応募用紙は、人権政策課・各庁舎自治振興課等に設置してあるほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

その他 委員に選任された人は、氏名および性別を公表します。
(記載いただいた個人情報は、委員の選考のため利用し、その業務以外には使用しません。)



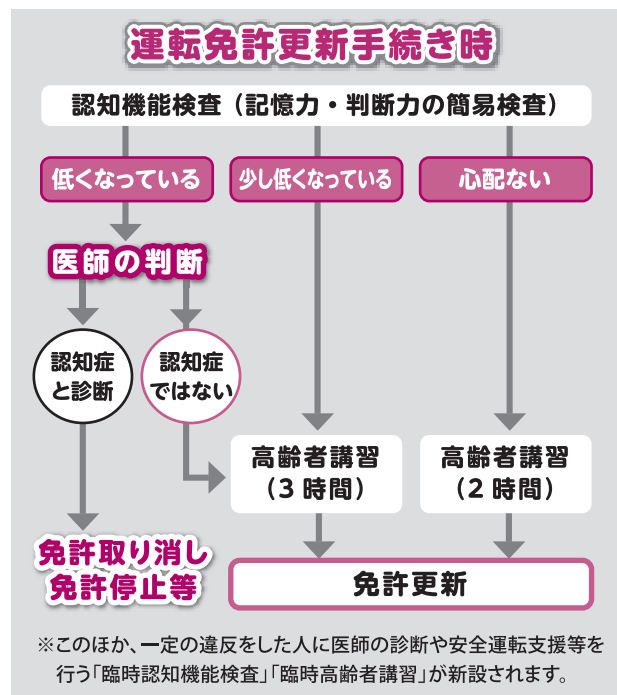
**お問い合わせ・
応募先**

〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地
市 人権政策課(米原庁舎) ☎52-6629 FAX 52-4539
✉ jinsui@city.maibara.lg.jp

運転免許更新時の 高齢者講習の制度が変わります

問 県警察本部 運転免許課 ☎ 077-585-1255

法改正に伴い、平成29年3月12日より、高齢者講習制度が変わります。75歳以上の運転者は、免許の更新手続き時の認知機能検査で、記憶力・判断力が「低くなっている」と判定された場合は、医師の診断が必要になります。



ワンポイント手話

問 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎55-8102 FAX 55-8130

ひと声と 見えた笑顔が 喜びに

「聞こえていないから挨拶しても気が付かない」と思い素通りしていませんか？

あなたの後ろ姿を見て、淋しい思いをしているかもしれません。

そばに行って、ひと声かけてください。人と人とのあたたかいつながりが生まれます。



今月の手話「何？」

出典：日本語-手話辞典

右人差し指を
左右に振る



償却資産の申告は1月31日(火)までです

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

償却資産

工場や商店、事務所などの経営者が、事業のために所有している機械や工具、備品などの固定資産(土地、家屋、自動車を除く)を償却資産といい、固定資産税が課されます。

申告の義務

償却資産を所有している人は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告することになっています。

対象となる償却資産は、平成29年1月1日現在、市内に所在する事業用資産です。該当する場合は、申告書に記入し、平成29年1月31日(火)までに税務課へ提出してください。

申告に必要な書類を12月中旬に送付します。新たに申告が必要となり申告書をお持ちでない場合は税務課へご連絡ください。

償却資産の例

資産の種類		課税の対象となる資産
構築物	構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、緑化施設、フェンスなど
	建物 付属設備	ボイラー、発電機、厨房設備など特定の資産または業務の用に供されるもの
機械および装置		金属加工機械、土木機械、医療用機械、電気機械、その他部品の製造・加工・修理に使用する機械など
車両および運搬具		大型特殊自動車、構内運搬車など
工具・器具および備品		切削工具、取付工具、鍛圧工具、陳列ケース、娯楽用器具、事務用備品(パソコン)など

償却資産の申告は
インターネットによる
電子申告サービス
eLTAX(エルタックス)を！



家屋を取り壊した場合は、年内に届け出を！

お持ちの家屋(住宅、物置、車庫など)には、毎年1月1日を基準として(「賦課期日」といいます)、固定資産税が課税されます。そのため、家屋を取り壊した場合には「家屋異動申告書」を年内に提出してください。年内に提出いただけない場合は、翌年度もその家屋分の固定資産税が課税されますので、ご注意ください。

申告書の提出 税務課(近江庁舎)または各庁舎窓口へ **持ち物** 印かん

※申告書は、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



譲り 市政言



10月、京都府綾部市で開催された「第10回全国水源の里シンポジウム」に参加してきました。

人口減少、高齢化が進む農山村集落の活性化に取り組む自治体や関係者が各地から集まり、これまでの取組を振り返るとともに、水と命の源「水源の里」を次世代に引き継ぐために意見交換を行いました。

そして、次の10年の幕開けとなる第11回シンポジウムの開催地が米原市に決まりました。本市の水源の里振興の取組を広く知っていただくとともに、全国の仲間と手を携え、農山村の価値や魅力を米原から発信してまいります。

水源の里まいばら元気みらい条例の一節を紹介いたします。

— 私たち米原市民は、先人の知恵と行動力に学び、様々な人々との連帯の輪を広げる中で、上流に住むものが下流に住む人々の暮らしを思い、また上流に住むものが下流に住む人々に感謝される関係づくりを進め、この上流と下流の支え合いの中で様々な資源が循環し、水源の里を守る人の心と力の結集によつて再生される地域社会「自然循環共同体」の形成を目指すことを決意し、ここに水源の里まいばら元気みらい条例を制定する。—



米原市長 平尾道雄